

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年6月6日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長 他

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方、手を挙げてください。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。よろしくお願いします。

先週水曜日の臨時規制委員会で東京電力の小早川社長がいらっしゃいました。大きく分けますと、トリチウム水の問題、それから、原電東海第二の債務保証の問題と2つあったと思うのですが、まず、トリチウム水の話が委員長は熱心に聞かれていましたが、回答等についての受けとめをお願いいたします。

○更田委員長 見ていただいたとおりですけれども、トリチウム水というか、処理済水のやり取りですけれども、近くで接して話をしている、処理済水の処分に関して東京電力は前に出るべきでないという判断をしているのか、それとも、というのは小早川社長、大変苦しそうな顔をしていたのでね。そうすると、何か、東京電力が東京電力として話せないメカニズムというか、事情でもあるのかと思ってしまうというのが感想ですね。

この問題については、東京電力が主体性を持って、まず自らが自らのとりたい選択肢を示してというのを繰り返しお話ししているところですが、一向に、国の委員会、具体的には資源エネルギー庁の小委員会の結論を待つという答えしか返ってこない。ただ、一方で、これは東京電力の問題ですと言明をされているので、何でちゃんと前へ出ないのと言っているわけですが、前に出ないという判断をしているのか、それとも出られない事情があるのかというところが、あのやり取りだと結局、そうなると思いますね。いずれにせよ、円滑な、着実な、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業を進めるためには、処理済水の処分は避けては通れないことであって、後送りが全く不可能とは言わないけれども、後送りをすることは、それだけ作業を困難なものにする。ですから、何の得もないわけですね。ただ、東京電力に向かって、例えば、小早川社長に向かっていくら強い言葉を投げかけても、もう、ちょっとという気にはなってしまうというのは率直なところです。

○記者 ちょっと気が早い話なのですが、関連して、行く行く柏崎刈羽の保安規定には廃炉と賠償をやり切っていくということを書き込むことになると思うのですけ

れども、この状態が続きますと、廃炉をやり切るということに抵触しかねない可能性もあるのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

- 更田委員長 おっしゃっている意味はとてもよく分かりますけれども、どのくらい具体的な縛りになるのかというのが、昨年、東京電力と柏崎刈羽、それから、福島第一の廃炉をやり切るという話の中で、要件が極めて明確化されているわけではないので、また明確化しにくいものでもあるので、その都度、判断をしていくしかないのだろうと思いますけれども、確かに、どうしても規制委員会は、今の福島第一原子力発電所の廃炉作業でも、より望むところを強調して話す傾向にはあるのだけれども、一方で、建屋滞留水などには着実な進展が見られていて、建屋滞留水の放射性物質量の減少に関しては、正直なところ、我々が予想していたよりは早く進んでいるところがあるので、こういったところはきちんと評価しなければならないのだろうと思っています。
- 記者 あと残り半分の部分で、半分なかったですかね、原電東海第二への支援についても、聞いたところは、安い電源を供給して国民の利益に資すということをおっしゃっているようですけれども、私は何を言っているのかよく分からなかったのですが、委員長はどのように受けとめられましたでしょうか。
- 更田委員長 投資がきちんと回収できるのだったら投資するのですということをおっしゃっていたのだと思います。環境に優しくて、低廉で、安定した電力を供給するのが電力事業者としての責任だから、投資に見合う回収ができるのだったら投資はしますと、ごく一般論をおっしゃっていただけだと思います。だから、これをつかまえて、どこがどうというものでもないし、それから、設置変更許可の段階では、繰り返し申し上げているように、経理的基礎の部分は外形的な把握にとどまる部分があるので、新しい話はなかったし、逆に、いい意味でも、悪い意味でも、特段新しい話を聞けたとは思っていません。
- 記者 そうすると、これで経理的な基礎は確保されたということになるのでしょうか。
- 更田委員長 今、考えているところと言えば考えているところなのは、小早川社長との意見交換の席でも申し上げましたけれども、議決権の過半数を持っているのが国なので、すね。こういった形態であるときに、どこまで確認をしたらいいのかというのは、前例もないので。ただ、もし残されているとしたらば、資源エネルギー庁の意向を確認するということもあるかもしれない。ただ、これはまだまだ検討中であります。
- 記者 最後にしますけれども、国から巨額の借金をしていることは、廃炉、賠償、除染であるからお金を無利子で借りられているということで、それを他事業の支援に回すということを東京電力がする適格性があるかどうかというのは、今も依然として国会でも取り上げられていますし、問題として残っていますが、この辺は規制庁の審査は除外することなのではないでしょうか。
- 更田委員長 直接審査の対象であるという認識を持っているわけではありません。例えば、これも政府の見解として、経済産業省の見解として、東京電力には投資を行う上で

の主体性は持たせているのだということですので。ただ、投資に関しては主体性を持っていますけれども、処理済水については主体性は持っていませんというのも何だかなというところで、ただ、処理済水というのはそれだけ特殊な問題なのですよというのが彼らの捉え方なのだと思いますけれども、ちょっと釈然としないところが、受けとめがあることは当然だろうと思います。

○記者 最後になりますけれども、東京電力を取材している限りにおいては、これは私の感想ですけれども、トリチウム水と同じように、どうしてそんなところに、投資なんかしたくないよという意見も、東京電力の中ですらあり、これも無理やりやらされているのではないか、やらされている感は拭えないのですけれども、あのやり取りで委員長はどのようにお感じになりましたでしょうか。

○更田委員長 どちらも非常に大きな判断ですので、組織の中にいくつかの意見があるということはむしろ健全なことだと思います。異論は当然あるだろうし、異論があること自体は悪いことではないと思うのですね。やらされている感というのは仮定ないし憶測なので、それに基づいたことにコメントしようとは思わないけれども、ただ、非常にいい方に解釈すると、トリチウム水、処理済水に関しては、民間企業の名のもとではなくて、国の名のもとで最初の決定がなされた方が福島にとっていいのだ、全ての関係する方々にとっていいのだという判断があるのならばなのだけでも、国に委ねて、待っていれば結論が出るのですというのは本当かというところだし、姿勢としてどちらがフェアに見えるかというところだと思いますけれども、どちらもなかなか難しい問題ではあろうとは思いますが。とにかく小早川社長の非常に苦しい表情が極めて印象的でありました。

○司会 アベさん、どうぞ。

○記者 共同通信のアベです。

午前中の定例会合で出た原災指針と拠点病院の施設要件の改定案の件で2点お伺いします。

今回新たに基幹高度被ばく医療センターというものを指定して、今後、全国で行われている研修も体系化していくという話でしたけれども、委員長として、具体的にどんな人材が必要なのか、ビジョンのようなものがあればお伺いしたいのと、2点目は、新潟県など8府県がまだ拠点病院が指定されていない現状で、これまで研修も統一されておらずに、個人の力量にもばらつきがあることが指摘されていますけれども、この状況で各地で既に原発の再稼働が進んでいる状況をどのようにお考えか、改めてお伺いしたいと思います。

○更田委員長 原子炉災害に対する拠点病院の整備であるとか、緊急時の被ばく医療に関する知識や経験の蓄積というのは、一気に高みを目指すという性質のものではなくて、やはり地道に改善を図っていくしかないだろうと思っています。「高度」という修飾が

ついている組織に対して、さらに「基幹」をつけて、極めて具体的に言うと、放医研の持っている役割は、これまでの経験や蓄積に照らして考えると、やはり組織として担ってもらいたいと期待する役割が違う。そういった意味で、基幹となるところを一つ定めるところ、また、そこにリードしてもらおう形をとるとするのは、全体のレベルを高めていく上でも有益であろうということで基幹というものを設けようとしています。

それから、原子力発電所の再稼働と、例えば、こういった災害医療であるとか、その他の要件というものに関して、どうしても繰り返しになりますけれども、私たちは法律で与えられている権限以上のものに踏み出すわけにはいなくて、行政機関が法律で与えられていない権限を行使し出したら、それこそ暴走ですから、設置変更許可や工事計画認可、保安規定の認可というものはやはり原子炉等規制法で与えられた権限の中で見ていくものであって、災害医療の整備であるとか、緊急時対策というのは、規制委員会もそのメンバーにはなっているけれども、原子力災害本部であるとか、政府全体として取り組むべきものでありたいと思っています。ただ、災害対策指針を策定する立場である原子力規制委員会は、あるべき姿をきちんと示していくことが重要だろうと思います。

○司会 御質問のある方。ナガノさん。

○記者 新潟日報のナガノです。

冒頭の福島第一のトリチウム水の関係で追加でお聞きしたいのですが、先ほどの質疑の中で、現状のままですと、柏崎刈羽の今後書かれるであろう保安規定に抵触するかどうかというところで、委員長、言い方はあれですが、今、建屋滞留水の方でも改善も見られるし、判断がどうなるか難しいとおっしゃったかと思いますが、去年の柏崎刈羽の審査の議論を思い出すと、適格性の議論の大半がトリチウム水を放出するかどうかというところに焦点があったような印象があるのですが、この間の臨時会でも委員から、1年前から変わっていないではないかですとか、委員長自身もトップの在り方が問題だというような厳しい発言もありました。このまま東電が今の姿勢が変わらない場合は、規制委員会としてこのままだで見ているだけなのか、それとももっと厳しい対応があるのか、このあたり、方針を伺わせてください。

○更田委員長 まず、今、近い将来に判断をしなければならないだろうと思われる問題が処理済水ではあるけれども、小早川社長、牧野常務と意見交換をした際にも指摘をしましたが、これからはもっと難しい話が出てくる。処理済水が持っている潜在的なハザードというか、人体や環境に与える影響というのは極めて限定的なものであって、これからはもっと高いレベルの汚染物が出てくるし、核燃料物質だって出てくる。そのときにどうするのだ。ずっとサイトに置いておくということではないですね。でも、どこかに貯留しなければいけないし、搬出するにしても、どこへ持っていく、どういうやり方で搬出する、様々な問題、処理済水よりもはるかに難しい問題がこれからあるので、今の当面の問題として処理済水をプレーアップしているところはありませんけれども、こ

れに対して東京電力がどういう姿勢で取り組んでいくか。これができたからとか、これができなかったからという物の見方をするのは、多分、難しいと思います。福島第一の廃炉作業というのはそれほど簡単なことではないだろうと思っています。

どうしてもできていないことに私たちは関心を寄せますけれども、期待をしているのは建屋滞留水の浄化、放射性物質量の低減、これを2020年までにきちっとやり遂げてもらいたいと思っていますし、今のところ、幸いにして順調にいつている。あるいは原子炉建屋を除く部分のドライアップであるとか、進展は見えているところではあるのですが、これから、例えば、1号機のオペフロ等々片づけていくという作業に入るし、それから、使用済燃料プールからの燃料の取り出しに向けては、おっこっているものを拾ってこなければならぬ。これも簡単にできることではなくて、ですから、それができたから、それができなかったからという判断の仕方よりも、現実的に考えられる中で最善の策をとろうとしている、そこに資源の投入を惜しんでいないということが要件になるのだろうと思います。

○記者 今、おっしゃっていることはよく分かるのですがけれども、その一つの代表例としてトリチウム水の放出があると思うのですがけれども、繰り返しですけれども、このまま現状が続いたときに、規制委員会としては放出が望ましいというスタンスだと思いますけれども、さらに東京電力に働きかけるのか、具体的に何かアクションを起こすのかという、この点は。

○更田委員長 廃炉作業が安定して着実に前へ進むという観点からすると、処理済水をいつまでもあいつたタンクに貯留するという形でいくことは大きな障害になるし、現実的な将来を描ける計画でもないという観点から、そしてさらに言えば、人体や環境に与える影響は、少なくとも告示濃度制限を守る限りにおいて、希釈して放流して、環境に影響が出るものとは考えられないので、そういった意味で、きちんと早く決断するようにと、東京電力に対して原子力規制委員会は随分前から継続して申し上げているけれども、一方で、社会的・経済的な要因があることも事実であって、その決断というか、判断は、必ずしも安全上の理由だけでとられるものではないので、これは同じことをずっと言い続けることになると思いますけれども、無理やり前に出て、例えば、規制委員会にとって次にできるアクションといたら、それこそ希釈放流命令みたいな形になるわけですがけれども、今の時点ではそこまで考えているわけではなくて、放流しないことが極めて大きなリスクをもたらすという判断に至れば、それによって廃炉作業が全く膠着してしまって危険だという判断があれば、それは様々なことを考えますけれども、特に資源エネルギー庁も年内目指して結論を出したいと言っていると聞いていますので、今すぐに次のアクションを考えているというよりは、愚直ですけれども、同じことを言い続けるという形になると思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 カワハラさん。

○記者 朝日新聞のカワハラと申します。

引き続き同じトリチウム水の話なのですけれども、臨時会議の中で、発電会社というよりも、その前にあなたたちは事故の処理の会社の方が先なのだという、経営の話とトリチウムの話ですと、社長の言葉の滑らかさにも全然差があったかと思うのですが、この観点から見て、結局、エネ庁が年内に結論を出したとしても、やはり国が判断をしてということに変わらないとすると、東電として物事を決めていくという姿勢に疑問符がつくかと思うのですが、同じように保安規定の中でどのぐらい主体性というものを問えるのか、そもそもなし崩しにものが進んでいって、結局、処理が進んだとしても、東電の決断力とか主体性にずっと疑問が残っていくかと思うのですけれども、これは好ましい姿ではないと思いますが、いかがでしょうか。

○更田委員長 東京電力に果たして決断力はないのか、決断力はあるのだけれども、その決断を公にさせてもらえないのか、そこはよく考える必要があるだろうと思っています。そういう話になると、これはいわゆる規制の名のもとに採れるものでもなくて、それは大変難しいことだとは思いますが。

それから、あのとき、小早川社長に向かって言ったのは、電力会社であることは間違いないのだけれども、事故を起こした、福島第一原子力発電所事故に対して責任を負う電力会社なのだ、その社長につかれたのだということは、ほかの電力会社の社長につかれたことと全く意味が違うと思いますし、前任でおられる廣瀬社長にしても、やはり責任の負い方、決意の示し方というのは、それだけ大きなものが今の東京電力社長には求められることだと思えます。

さらに言えば、トリチウム水についても、仮に資源エネルギー庁のもとでこの選択肢というのが示されたとしても、それは決定ではなくて、まだまだそれから先のプロセスがあるであろう。そもそも技術的な検討自身、始められているわけではない。仮に希釈放流という選択肢がとられたとしても、どういうやり方をするのだ、どこへ行くのだ、濃度はどう確認するのだという細部が詰められているわけでもないし、さらに言えば、あらゆる関係者に向けて、強引に突破するのだという形には絶対にならないので、やはりあらゆる関係者に対してのプロセスというのがある。最後は、どうしても納得いただけない方、了解をいただけない方の存在がゼロになるまでといたら何もできないではあるだろうけれども、それでもやはりおのずとプロセスというものがあって、ですから、私たちは今、東京電力に対して、こう決めました、こうやりますと言えと言っているのではなくて、少なくとも自分たちとしてはこれが最善の手段だと思うのでという、まず自分たちの意見なり、主張を発信すべきだと。その決断は、国の決断もあるだろうし、東京電力なりの判断もあるだろうし、利害関係者全ての方々の意見を踏まえた判断があるだろうと思うのです。

心配をしているのは、処理済水だけに限らず、今後、廃炉をめぐるときに、分岐点に

差しかかったときに、東京電力がこっちへ進みたいと言えるのかどうかというところには不安を持っていて、処理済水は、こういった社会的な影響を与えるものの中で最初というわけでは決してないけれども、大きな分岐点になってしまって、ここで東京電力がなかなか思うような振る舞いができないで見えるのですけれども、それを設置変更許可だとか、工事計画認可、それから、保安規定といった炉規法で定められているものの範囲の中で、いわゆる規制をかけるというのは難しいだろうと思っています。ただし、一方で、枠の外へ出て、どこまで強権的なやり方をしているものかどうかというのは難しいところで、であるからこそ過去に例のないような事故を起こした者に対する規制というのは本当に初めてのことであって、その都度、その都度、判断していくしかないのだろうと思います。

○記者 ちょうど半年前に柏崎刈羽の設置変更許可のときに、適格性を問うたこと自体が日本の中で多分、初めてのことで、そういうことが問われた唯一の事業者だと思うのですけれども、この先、どんどん、もっと重いものの判断が下されるという中でも、永遠にそれは問われるテーマかと思うのです。その一方で、片や別の原発は動かす、でも同じ会社ということ自体に、炉規法の中では問える範囲ではないかもしれないのですけれども、それは全て見過ごしてはならない問題かなとも思うのですが。

○更田委員長 そうですね。設置変更許可に先立って適格性を問うべき、問わないべきというのは、当時も申し上げましたけれども、規制委員会、規制庁の内部でも、一体これは我々のやるべきことなのか、やれることなのかという議論があったのは事実です。要するに、法令解釈に基づいて、適法性という名のもとに東京電力の事業者としての適格性を本当に問うことができるのか、そういった疑問の声もあった。ただ、明らかにあのときは、一つの決断として、福島第一原子力発電所事故の当事者が他の電力会社と同じようにというのは、やはり毅然としないだろうと。であるから、適格性という形での捉え方に、一歩前へ出たわけですが、一方で、設置許可の中での事業者としての適格性というのは、あくまで技術的能力というものであって、さらに言えば、道義的な責任であるとかをどこまで規制当局が問えるのか。これは言いかえると問うてはならないのだろうと思っています。我々は感情で規制をやっているわけではないし、道義的責任といったもので何か公的な権限を行使できるようになったら、それこそ先ほど申し上げたように行政機関の暴走にもなってしまいますので、あくまで私たちは私たちが与えられている権限の限界というのはどこまでなのかを自ら考え続けて、その範囲の中でということだと思います。

○司会 それでは、右の列の4番目の方。今、手を挙げられている方。

○記者 東京新聞のコシダと申します。よろしく願いいたします。

お話が戻ってしまうのですが、先ほど日本原電の東海第二に関する質問がありました。私もその点で何点か委員長にお尋ねしたいのですけれども、経理的基礎について、伴委

員から、東電が社会に対する説明責任を十分に果たしていないのではないかという御意見を述べられていました。その点について、委員長としてどう思われるかということと、それから、委員からこういう意見が出ている中で、経理的基礎について議論が終わってしまうということは、どうなのかなというひっかかりを覚えるのですが、その点、まず教えていただけますでしょうか。

- 更田委員長 東京電力が果たすべき説明責任について、これは国会等でも東京電力は質問を受けているし、議論があることだと思います。ただ、これもちょっと個人的な感触になるのだけれども、東京電力が果たして説明責任を果たそうとしていないのか、説明したくてもできないのかが分からないのですね。これは処理済水について感じた感触ではあるのだけれども、彼らとしては、自分たちの決断、判断を言いたいのはやまやまなのだけれども、言えない事情があるのですということなのかもしれないし。あそこまで人というのは苦しい顔をするものかなと思ったくらいです。小早川社長からしてみたら、言いたいのはやまやまだけど、言えないんだよというふうに、憶測で物を言っただけではないけれども。ですから、それが経理的基礎についても同じことがあるのかもしれないし、私たちの権限の中で問える部分に限界があるのは事実だと思っています。

それから、後段の部分に関しては、これは私たちは変更許可を出したわけではないので、決して終わったものではありません。ただし、設置変更許可の範囲内で問える経理的基礎というものにはおのずと限界があるように思います。

- 記者 続けてお尋ねしたいのですが、その意見交換会でのやり取りの中で、ちょっと違和感を覚えた部分が、東電が資金支援の条件について、受電を確認できることと挙げていました。一方で、原電が支援を要請しているというのは、送電をできる状態にすることです。卵が先か、鶏が先かみたいな、何となく行き違いを感じるのですけれども、東電の支援が先に来なければ原電の安全対策工事は実施できない、そして送電もできないということになりますので、東電が受電を確認できることというのは、前後関係がよく分からない部分があるのですが、その点について、委員長の見解をお願いいたします。
- 更田委員長 あのと、私も鶏と卵というのは頭に浮かんだのですよ。頭に浮かんだのだけれども、私たちが持っている権限、設置変更許可の範囲内で問うという話でもないかなと思ったのです。小早川社長の話は、投資が回収できるのだったら投資をしますと。回収のめどが立った時点で投資しますと言うと、おっしゃるように前後関係が分からないものになってしまう。ただ、このあたりはどこで確認をしていくというのは、設置変更許可というのは投資の意思をあらわしているところが要るかどうか、その背景があるかどうかというところの確認だけれども、実際に投資が行われるかどうかを確認しないと許可しません、そういう構成にはなっていないというのが私の理解です。
- 記者 最後にもう一点お願いいたします。日本原電から、先日、設置変更許可に関する補正書が出ております。これまでも委員長が御説明をされていますが、補正申請というのは、問題がなければ審査書案の取りまとめに入るという手続を踏むものだと思うので

すが、今回に関しては、工事計画認可の進捗、日程のめどがついた段階でということも御説明をされていますが、具体的に工事計画認可がどのぐらい進んだ段階で審査書案の取りまとめに入れるのか、その辺の見通しについて教えていただけますでしょうか。

○更田委員長 極めて近づいていると思っています、その見通しの判断をするところへ。実際問題としては、ブローアウトパネルに関する試験が再来週行われて、このときは審査を担当している委員も現地に行こうとしています。全く予想外の試験結果が出れば別ですけれども、おおよそその時点で工認についても感触が持てると思っています。それ以外に関しての審査書というのは、実際問題、審査は審査書を部分、部分、積み上げながら進めていますので、その試験の結果により、それほど時間をかけないで判断できるだろうと思っています。

○記者 そうしますと、月内、下旬ぐらいに一定の結論が出せそうということになりますでしょうか。

○更田委員長 一番早くてそういったケースではないでしょうか。

○記者 ありがとうございます。

○記者 ヤマグチさん、スズキさんの順番で。

○記者 プラッツのヤマグチです。

重ねてトリチウムの件で恐縮なのですが、確認だけさせてください。委員長がおっしゃっているトリチウムの処理が後々遅れると、それ以降はもっと困難な問題が山積していると。例えば、核燃料の搬出にしても、どこでどうするかとかですね。それは、そういう幾多の控えている問題に対する、東電が自らの判断ができないという東電の体質自体が一番懸念をお持ちなのか、それともトリチウムの放出が遅れたとするのであれば、それが後を押す、次の作業自体に障害が出てくるというお考えなのでしょうか。多分、両方かなと思うのですが。後者であると、例えば、具体的にどういうところがそれに当たるのか、お伺いできますでしょうか。

○更田委員長 どちらも重要ではあるのですがけれども、どちらかという、臨時の委員会で東京電力と意見交換をしたときに認識をしていたのは、東京電力の体質なのか、ないしは東京電力にそれを言わせない国の体質なのかですね。話が大き過ぎる言い方かもしれないけれども、本来、あの事故の当事者である東京電力が前へ出て、あらゆることに東京電力が答えていかなければならないのだけれども、元々、日本の場合はどちらかという、当事者よりも国が前へ出て、ないしは国が説明するべきであるというような、例えば、TMIのときは、TMIの事故がまだ続いているときに毎日記者会見を開いていたのは、政府ではなくて電力会社がやったのです。ところが、日本の場合は、当事者ではなくて国が前へ出て社会に向けて説明する。これは国情の違いもありますから、どちらがいい、悪いという問題ではないけれども、処理済水をどう処分するかといった問題に関して、東京電力が自らの言葉で前へ出られないとしたら、それは問題だろうと思いま

すし、もし出られないようにしている何かメカニズムがあるのだとしたら、それも問題だと思っていて、原子力施設の安全に関することは事業者が一義的に責任を負うというのは国際的に共通の認識であって、原則の中でも先頭に出てくる原則であるので、もしこのままどうしても東京電力が自らの技術的なものまで含めて見解をきちんと言えないようだとしたら、これは大変残念なことだと思っていて、それを問うたというのが、こちらの方が大きいです。

技術的に言ったら、どうするかというと、タンクを作り続けるという話かもしれないけれども、ただ、いつまでも大熊でずっとタンクを建て続けられるかどうか。

さらに言えば、結構タンクというのはいい場所に置いてあるのですよ。あれがなければ、もっとほかのことに使いたい。これからがれきですとか、それから、中からより汚染度の高いものが出てきますから、それをわざわざ遠くへ運びたくないし、さらに言えば、もっと汚染度の高いものを双葉の方へ持っていった方がいいのかというと、これはおそらくいろいろ問題が起きると思っています。

そういった意味では、今、処理済水を置いている場所は、もっと廃炉作業を効率よく前へ進めるためにより有効に使うべき場所なので、そういった意味での障害は出てくるだろうと思います。

○司会 それでは、スズキさん。

○記者 毎日新聞のスズキです。お願いします。

今日の定例会の議題で、ヒアリングの対応について、いろいろ事務方から説明もあったのですが、更田委員長は委員時代にも、公開の審査会合で「ヒアリング」という言葉がよく使われているときは叱責するような場面もあったと思うのですが、これまでのヒアリングの運用についての問題点というのをどう認識しているのかというのを改めて教えていただけますか。

○更田委員長 まず、ヒアリングに関しては、前提として随分よくなっていると思います。審査会合を始めたばかりのころというのは、まず審査会合をやってみると規制庁の職員が余り口を開かない。質問をするのにためらうとか、あるいは事前に質問を書いてこないとできないとか、それに比べれば大分みんなマイクなれしたし、カメラなれしたし、自らの名を名乗って意見を率直に言えるようになって、この進歩は目覚ましいものだと思います。

一方で、やはりこれは審査官の力量に直接的につながるものであって、例えばくだらないことを聞いていないよねとか、的外れなことを聞いていないよねというのが不安で、事前にそれが確認できないと、同僚ないしは申請者とやりとりしてみないと審査会合で質問ができないという、これは技術的に自信がないとそうなるわけですよ。

いいのだと。審査会合で的外れなことを言ったって構わないから、とにかく表でやれというのが私たちの方針であって、随分よくなってきたとは思っているのですが、一方

で、やはり一部には、事業者の資料を、こんなのではわからないからこういうように直してとか。追加の情報をヒアリングのときに求めるのは構わないかもしれないけれども、ヒアリングで資料の作り方を指導してしまうようなことというのはあってはならないと思っていて、だから、2回程度と言いましたけれども、徐々にではあるけれども、やはり規制庁職員の意識を、できるだけ公開のところでやりとりをするのだと。

これはひいては職員を守ることにだってなると思っていて、ですから、あくまでヒアリングというのは、事実確認の場であって議論の場ではないし、さらに言えば、ネゴをやっては絶対にならないので、ヒアリングの役割をきちんと本来のヒアリングの役割に限定するということがとても大事だと思っています。

5年半で随分よくなってきたと思っているし、かといって、ここで満足するのではなくて、より前へ進めたいと思っていますし、今日の山田部長から説明のあった提案というのは、前へ進める上でよく準備された提案だと思っています。

○記者 ネゴをしているように見られてはいけないという部分なのですけども、それは当然、審査前のような体制に戻っていると、例えばなれ合いをしているように受けとめられかねないという趣旨なのではないでしょうか。

○更田委員長 これは別に原子力規制委員会、原子力規制庁だけではないけれども、人というのは、やはりかつてが安易な状態だったら、放っておくと戻っていくものだと思います。ですから、私たちが決していつか来たような道へ戻ってはいけないというのは、それは原子力規制委員会の設置法の立法の精神そのものであるもので、決してかつてのような、さらに言えば、かつて事業者は、レベルがここだとすると、ぎりぎりを超えようとする。ですから、事業者の提案というのは常に下からやってきて、これでいいですか、これでどうですかとやっていって、合格レベルに達したら、そこで歩みをとめてしまう。

今、電力事業者は、決してそのような姿勢をとらないと社会に向けて約束しているわけですが。彼らも自主的安全性向上の名のもとに、規制の要求にとどまらず高みを目指すのだと宣言している。だったら、社会からの信頼を取り戻そうとするのだったら、やはり審査なんかは表でやるのが一番なのです。相変わらずネゴをしているのではないかと、相変わらずぎりぎりクリアを目指しているのではないかと思われたいためには、審査の透明性が高まるということは、これはもちろん社会にとっていいと思うから私たちはやろうとしているけれども、事業者にとってだっていいはずですよ。

ですから、これはできるだけ追求したいと思っているのですが、一方で、具体的にヒアリングの内容をなるべく公開でと考えると、セキュリティとの関連は非常に難しくなっていて、ヒアリングで扱うような話題というのは、具体的な図面を使ったり、具体的な運用方法・運用期間を話題にするので、これは明らかにテロリストをはじめとする悪意ある第三者に対して塩を送ってしまうことになるので、セキュリティに関する注意と、それから、透明性の向上というのは両立させなければいけないので、技術的には実際の運

用としてはなかなか難しいところがあるので、であるからこそ、今日、委員会でも申し上げましたけれども、やはり段階的に、ステップ・バイ・ステップで改善を図っていくということが重要で、一気に極端な選択肢をとり得るとは思っていない。

○記者 ありがとうございます。

ちょっと別の話になるのですが、また今日の定例会で拠点病院の整備についての話が出て、現状として、先ほども質問があったのですが、全体からすると大体3分の1程度がまだ未整備の状況だと思います。必ずしも指定先の全く見通しが立っていないという状況が全てというわけではないと思うのですが、今のまだ指定が進んでいない現状の問題、その原因というのをどう捉えていらっしゃるのかなど。

○更田委員長 一つの具体的な原因としては、研修に関する規定というのがちょっと硬直的であったという部分はあると思っています。自治体が行うもの、各病院が行うもの等々、これは有機的に組み合わせて効果を上げればいいのだけれども、ややこれまでの規定が硬直的であったというところはあって、それを改めたことで前へ進むだろうと思っていますし、どの地域も全く白紙で進んでいないというわけではないので、指定が加速されることを期待しています。

○記者 今日の会合の中でも、委員長自身も、そもそも原子力の被ばく医療の専門家なんかいるのかというような発言もあったと思うのですが、どこまで医師としても被ばく医療の知識を身につければいいのかという基準がよくわからない部分もあるのかなと思って、その辺については、どこまでの知識を身につけてほしいというような何かお考えはあるのかなと思ひまして。

○更田委員長 緊急時の被ばく医療そのもののお医者さんというのがいるわけではないと、それだけのお医者さんというのがいるわけではないと思っていますけれども、ただ、放医研は放医研で長い歴史を持っているし、その分野の専門家がいたことは事実。

ただし、ああいった緊急時にあって要求されるのは、極めて高度な医学上の知識であるとか、科学上の知識ではなくて、例えば低線量被ばくにかかわるような科学的議論なんていうのは、緊急時に必要なわけではなくて、万一、確定的影響があらわれるような事態のときにはどう対処するべきかというのは、ですから、これは専門の方々にとっていえば、そんなに高いハードルではないのだろうと思います。

むしろ本当に基本的な知識を得ている人の数を一定量持つことの方が重要であって、そこでの知識や経験のレベルを云々するよりも、やはり必要な体制というか、必要な陣容の確保の方がむしろ重要だと思います。

○司会 それでは、DOIさん、カワダさん、その後ろで。

○記者 電気新聞のDOIです。

最初の方の東海第二発電所の経理的基礎の質疑での委員長の御発言で、原電に資金支援の意思を示した東電の議決権の過半数が国にあるということで、こういう形態は前例

がないので、資源エネルギー庁に意向を確認することもといったような意図が委員長にはおありということで間違いないでしょうか。

○更田委員長 意図というよりも選択肢として、検討する上での選択肢の一つとして考えられるということです。

○記者 具体的なやり方のイメージとしては、審査書案の了承後に経産大臣から意見を聴く場面もあるかと思うのですけれども、そういったところで使うというようなイメージなのでしょうか。

○更田委員長 あれではないと思いますけれどもね。というのは、むしろ直接的な問いかけをしない限りは返事が戻ってこないでしょうから、まだそこまで具体的にどういうやり方が考えられるかということすらきちんと検討はしていませんので。ただ、過半数の議決権を国が持っているという状態だったら、国の意向というのを担当部署・部局に問うというのは一つの考え方かなと思います。

○記者 もう一点、別のお話で、今日の定例会のヒアリングの改善のお話の関連で、事業者の関心としては、この効果として審査が少なからず迅速化されるかとか、そういったところもあるかと思うのですけれども、今回の改善で原則2回という形も示されましたけれども、これでスピードアップといったところが期待をされるのか、あるいは規制委側は、従前、あくまでも審査対応でも事業者の対応次第のところがあるというようなところも言われているところで、その辺の委員長の御見解をお伺いできればと思います。

○更田委員長 これはまさに事業者次第だと思いますよ。それ以外の何物でもない。ヒアリングが減って、かえって遅くなるようだったら、それは事業者の用意する資料のレベルの問題だろうし、これは審査の速さとは無関係です。それによって審査がよりかかる期間が短くなったら、それはまた事業者の努力によるものだと思いますし、まさに事業者次第です。

○司会 それでは、カワダさん。

○記者 朝日新聞のカワダです。

最初に、東海第二の経理的基礎なのですけれども、4月に原電が示した東電側からの文書だと、工事計画認可の取得後、支援をするという表現だったのが、この前の小早川社長は、再稼働が見えた段階とか、従前の見通しみたいな、そんな若干後退しているように見受けられたのですが、その辺は全くお感じではないというか、どのように見ていらっしゃったのか。

○更田委員長 若干後退しているように見えますね。

○記者 そうすると、審査で出てきた文書とこの前の社長の発言と、これはどちらが経理的基礎を確認する上で優先されるのですか。

○更田委員長 手続上は文書なのだろうけれども、ただ、その乖離が著しいものだとしたら、何らかの確認をしなければならないのかもしれないですね。ことほどこの経理的

基礎というのは、明確な規定に基づいているものではないし、どこまで権限があるのか、これだけを根拠に判断をするわけではないので、ただ、この経理的基礎という項目によってどのぐらいの判断をする権限があるのかも、なかなかこれは法律専門の人に聞いても、多分そんなに答えが返ってこないのではないかと首をひねっていますけれども、ですから、難しいところだと思いますね。

ただ、まだ東海第二については、判断に至っているわけではないので、きちんと、場合によっては委員会での議論になるかもしれないですね。

○記者 それをお聞きしたのは、工事計画認可までだったら規制委員会の審査のスコープに入ってくるのですけれども、その後、再稼働が見えるとかいうと、もう規制委員会とは離れた議論になってしまうというので、違いは割と大きいのかなと思うのですが。

○更田委員長 今、例えば工事がされているわけではないですし、あらかじめ安全対策に関して整備を進めているわけではないし、さらに言えば、東海第二の場合は防潮堤の整備等もあるので、これも仮定の話だからお話しできることに限界はあるけれども、仮に許可、それから、工認、それから、運転延長認可みたいなものをクリアできたとしたところで、実際、工事期間というのは相当期間かかるわけですよ。そのときに東京電力による支援の有無であるとか、支援がなければ経理的にそもそも工事が始められないのか、進まないのかという状態になる。

ここら辺になると、いわゆる私たちが見ている基本設計、詳細設計であるとか、運用方法という範囲をさらに超えたものなので、おっしゃるように、実際に工事をするに足る投資を原電が得られるかどうかの議論というのは、規制委員会の判断よりもずっと離れたところに至って決着するのかもしいないと思っています。

○記者 わかりました。

あと、KKの適格性のところと先ほどのトリチウムの話なのですけれども、端的に保安規定の審査の中で、トリチウム水の議論もしくは結論とかについては、見ていくことになるのですか。

○更田委員長 処理済水だけではないでしょうね。むしろ双方なのだと思います。双方というのは、KK6・7での対処であるとか、それから、福島第一も、まだ大体KK6・7は設置変更許可だけであって、工事計画に関してはまだ進んでいないわけで、そういった意味ではまだまだ時間があるのかもしれないけれども、その間に福島第一原子力発電所の状況というのはちょっとフェーズが変わってくるものもあるだろうとあって、そういった局面、局面での東京電力の取組というのは、すごくざっくりしたというか、大まかな言い方ですけれども、地道な作業に関しては、東京電力はよくやっている部分が随分多いのですよ。それはミスもあれば、見落としもあればなのだけれども、あのサイトの中で行われている日々の作業というのは、逆に言うと、東京電力だからできていると思うような部分というのが随分あるのです。

ですから、私たちは、現場で戦っている人たちは実に見事な仕事をしている、もちろ

んミスもあるけれども、しっかりした仕事をしていると思っています。

一方、経営とこれとはまた別の問題であって、私が残念だと思うのは、あそこで廃炉作業に携わっている人たちの状況を考えても、なお、東京電力が東京電力の自らの言葉で解決策に向けた方針なり、自分たちの意見というものを発信できるような状況が生まれてほしいと思うのですが、東京電力を縛っているのは、東京電力自身の判断が縛っているのか、状況が縛っているのか、これは今の時点ではわからないですね。

○記者 聞き方をちょっと変えますけれども、トリチウムの問題が、問題というか、処理の方法が。

○更田委員長 直接的な要件にするという考えを持っているわけではないです。

○記者 だから、決まっていようが、決まっていまいが、意思を示す。

○更田委員長 決まるというのは、先ほども申し上げたように、東京電力だけでどうなるものではないのです。私たちが問うているのは、東京電力はこうしたいという方針、こうするのが自分たちだけではなくて福島にとってもいいのだということきちんとして自らの言葉で発信することが主体性だと思っていて、決める、決めないというのは、先ほども言ったように、全ての関係者を含めた上での最終的な決断なので、私たちはその前段で、まず責任者である、一義的な責任を負っている東電が自分たちはどうしたいのかというのを言えないでいるということは問題だろうと言っているけれども、処理済水の最終的な判断というのは、あらゆる意味で利害関係者の方々の意見・声を聴いた上で決まってくるものなので、それがどうなるかということを設置許可そのものや規制上の判断と絡めて考えるつもりはないです。

○記者 わかりました。

済みません、長くて。最後に1点なのですけれども、今日の議題3のヒアリングの件なのですけれども、結局、ヒアリングは2回までという、2回残したというのは、逆に透明性というのだったら、全部公開でいいではないかというのが一般的な話なのですけれども、それは先ほどのセキュリティの問題だけなのか、ほかに何か問題があるのか、それだけお願いします。

○更田委員長 セキュリティにかかわるものが非常に懸念されるというのは事実ではあるのですけれども、それだけではなくて、やはりいきなり審査会合で、これは事業者がこういう資料とって、そこで初めてその資料を見るという形になると、まず1つは、セキュリティ上の問題があって、おいおい、こんなのはだめではないのというのがその場で起きたのでは困る。

というのは、審査会合というのは、公開しているだけではなくて、同時公開しているので、時間を置いて確認後に映像等を示しているわけではなくて、同時にやっているものなので、セキュリティ上の懸念があるのもそうだし、それから、いきなりヒアリング抜きでというのは、申請者にとっても規制庁にとってもやはり飛躍が大き過ぎるというのは事実。

というのは、審査会合できちんと効率的な議論を進めようとするためには、あらかじめ次の審査会合での議題・内容を一定程度把握をしておいて、考えて、必要なら勉強もして、その上で審査会合に臨んでいるので、みんながみんな、審査会合で初見で見たものを、初めてのものを見て、それで議論を戦わせてというと、かえって技術的な議論が深まらない可能性はあるので、これはやはり段階的にやるべきだと思っています。

それから、2回という数字も特別に意味はないのですけれども、1回でいいだろうという考え方もあるかもしれないけれども、ちょっとこれは何と聞いたときに、1往復ぐらいしなければいけないという意見もあって、では、3回ではだめなのかというと、3回は絶対にだめと言っているわけでもないのだけれども、そう言うとかかざるざるするので、2回ぐらいをめどにと。2回やって、それではっきりしないのだったら、とにかく短い時間でもいいから公開の審査会合を1回やって、やりとりの内容を浮上させるということが重要だと思っています。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 タケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

ヒアリングの関係で先ほど別の方の質問に答えていらっしゃるときに、事業者の方が低いものを、ぎりぎりのところを超えようとしてくるというようなことがあったと思うのですが、これは現に今もヒアリングの場でそういうことが起きているという認識をお持ちなのか、起きる懸念があるとか、そういうお考えなのか、どういうことでしょうか。

○更田委員長 過去そういう姿勢が見られたこと、原子力規制委員会設置前、東京電力・福島第一原子力発電所事故以前にそういう姿勢があったことは、これはあったものと思っています。

では、今あるかということ、今あってそれを懸念しているわけではないけれども、一番私が常に心配している、これはもうずっと心配し続けなければいけないだろうと思っていますけれども、時間がたってくると、人というのは過去へ戻っていきがるものというのがどうしてもあるので、やはり絶対にかつて来た道へは戻っていかないのだということを繰り返し言うていく必要はあるだろうと思っています。

少なくとも今の新規制基準適合性の議論の中では、かつての審査というのはそもそもこういうやり方をしているわけではないので、ぎりぎりクリアしようとするというような姿勢を、具体的に今その懸念なり問題を持っているわけではありません。

○記者 わかりました。

それと、あと、今日の段階的というお話と、先ほどの2回ぐらい、やはり初見では難しいところがあるというところがあったのですが、ということは、完全に公開するというお考えではなくて、今のこの2回までは認めるという、こういう運用で基本的にはこれでやっていくと。完全オープンはどうなのでしょう。

○更田委員長 まさに段階的なので、まずワンステップ前へ行きましょうと。次の段階というのは、ワンステップ進んだ状況で、また状況を見て次のステップを考えるということだと思います。

○記者 理想としては、やはりオープンに全部やって、それでやっていくのが理想という形ですか。

○更田委員長 可能な話なのかということと、それから、やはりPros and Consがあるから、全部初見で資料を見て、公開でとやった方が、一番大事なのは安全なのであって、安全上の有益なレベルの高い議論が行われて、私たちも事業者もそうだけれども、安全上の欠けや見落としがないということが大事なのであって、それが一番大事なもので、その上でやはり議論が社会に向けて透明であった方がいいということ。

透明性を重んじる余りに、例えばうちの職員が公開の席上でハードルが高いからといって黙ってしまうとか、それが一番よくないのですよ。ですから、やはり物事というのは、一足飛びに、例えば透明性なら透明性の観点だけを見て、そこを理想的な状態にしてしまえばというのは余りに短絡的であって、私たちがそれ以前により守らなければならないのは、見落としなくきちんと安全上の課題をつかまえて、具体的な対策をとることが大事なので、であるからこそ、一气呵成に極端な手段をとるのではなくて、段階的に進めていくべき事柄だと私は思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、シゲタさん、ミヤジマさん、ほかはいらっしゃいますか。

では、最後、そのお二人で、シゲタさんからお願いします。

○記者 NHK、シゲタです。

1つだけお伺いさせてください。先週の東電社長とのやりとりの中で、処理済水をめぐって、更田委員長は経営のトップのあり方について大きな疑問を持っているというような厳しい批判をされていました。

仮定の話にはなってしまうのですが、もし柏崎刈羽の適格性を問う審査の中で、小早川社長が先週のような発言なり、やりとりをしていたときに、それを受けて規制委員会として適格性を認めていたと思いますか。それとも認めていなかったと思いますか。

○更田委員長 今、シゲタさんがおっしゃったのは、柏崎刈羽6・7号機の設置変更許可に先立って小早川社長が意見交換に来たときに、先週のような姿勢だったらどうだったかということですか。

○記者 そうです。去年8月とか直接呼びになってお話もされたと思うのですがけれども、あのときの発言と少し温度差があるとか、発言が少し後退しているなど、今までの質問のやりとりでもあったと思うのですがけれども、先週のようなやりとりが、もし万が一、仮になのですけれども、去年の8月なりに行われていたら、適格性というのを認められていたのでしょうか。

○更田委員長 仮定の話ではあるけれども、あのやりとりをもって許可しないという判断は難しかったらと思います。

一方、それから、処理済水に関して言うと、後退しているというよりは前進していませんよね。だけれども、本当に間近に座っておられて、やりとりをして、主体性を、とにかく繰り返しますけれども、発揮しようとしめないのか、発揮させてもらえないのか、発揮できない何かがあるのかという、ちょっとむしろ終わって首をひねってしまいました。

本当にさまざまな損得勘定で前へ出ようとしなかったら、これは問題だけれども、そんな簡単な問題ではない。やはり処理済水というのは、多くの関係者、多くの方々、特に福島の方々の気持ちの問題まで含めた、あるいは風評被害にもかかわる問題ではあるので、主体性を示したくても示せない何かがあるのかなというようなのが終わった直後の感想ではありますね。

○記者 それは去年の8月時点ではなかなかそこまで、見抜けないという言い方が正しいかはわからないのですけれども、気づけなかったところではあるのでしょうか。

○更田委員長 あのころ私たちが彼らに対して、主体性云々というのは発揮できるでしょう、できないはずがないでしょうという姿勢で臨んでいたのは事実だし、それから、あのときは、最初に会ったときは小早川社長だけではなく川村会長もおられましたよね。川村会長も処理済水に関しては、一旦ではあるけれども、随分踏み込んだ発言もされた事実もあって、ですから、あのころと状況が同じなのか、状況というのは、東京電力を取り巻く状況が同じなのか、そうでないのかも私は今、わからないでいます。

○記者 1つと言いながら、もう一つだけ。

先ほどから、決めたくても決められないのかという、そういう国との関係性の話にも言及されていて、もしそうであれば問題だ、残念だというお言葉もあったと思うのですけれども、この問題が本当にあるとしたら、何か規制委員会としてアクションし得ることはあるのでしょうか。

○更田委員長 必ずしもそのメカニズムは国だけではないと思っていて、もっといろいろなものはあるだろうと思いますし、さらに、これに対して規制委員会が何かアクションをとるとしたら、やや越権行為かなと思っています。

○司会 それでは、ミヤジマさん。

○記者 FACTAのミヤジマです。

1Fのタンク群というのは、我々は麻痺しているけれども、世界的にはかなりグロテスクなものだと思います。でも、何が入っているのだといたら、それほど高いものが入っているわけではないし、希釈排水すれば国際基準でも出せると。毎年ラグナなんかから出ているものに比べたって多いわけではないですよね。

してみると、こういう状況を世界にさらしているというのは、私は、すぐれてやはり

東電ではなくて、資源エネルギー庁のタスクフォースのあるところで一次、二次、三次と何十回と議論をして、何ら方向を出さない資源エネルギー庁こそ、本来、踏み出すというのが、もうそういう段階、要するに、役所がよくやる後送りの既成事実化というのを繰り返しているのですよね。

そういう中で、完全に東京電力は廣瀬さんのときからドグマチズムに陥ってしまっているだけですから、としたら、あれだけもう経営者失格だと小早川さんまでやるのだったら、やはり資源エネルギー庁も後送り、後送り、それで既成事実化してと、先ほど更田さん自身も、後送りの先送りもあるかもしれないという議論になるのだとしたら、やはり一度規制当局は資源エネルギー庁とやらないと、ちょっと東京電力が気の毒だと私は思うのですけれども。

○更田委員長 まず、今おっしゃった、外へ出たら、国際社会へ出たらどうかということに関して言えば、これはもう規制当局同士のやりとりでも、批判と言うべきなのか、批判なのでしょうね。迷惑だという言われ方をされることもあります。要するに、科学的には海洋への希釈放出というのは何ら問題のないオプションであるのに、そんなことすら決められないのかというような指摘を、例えばIAEAなどへ行ったときに随分言われるのは事実です。

ただ、こういった判断というのは、やはり事故に対して一義的な責任を持つところが自らの責任においてきちんと判断するのが重要なことで、一つ例をとりますけれども、例えば事故の後に国会事故調というのがありましたよね。国会事故調が厳しく糾弾しているのは、組織的な、組織なというのは、一つの組織だけではなくて、いくつかの組織がまとまって先送り、後送りを続けてきたのが事故につながったという。

いろいろな御意見はあるだろうけれども、ただし、国会事故調が厳しく突きつけている指摘というのは、やはり政府、事業者が一体となって問題の先送りをしてきたという部分が作用しているのは重要な指摘だと思っています。

では、それがこの処理済水の問題について起きているのではないか。そういう側面がないとは言えないと思っていますし、私自身も、いわゆる有識者の方々に集まって議論をしていただくという形で決断なり判断が行われるとは思っていません。

というのは、責任を負う立場でない方々に対して決断を問う、判断を問うというのは、判断、決断がそこから出てくるはずがないわけであって、ですから、もちろん有識者会合等々で方向が示されて、そして、最終的には、その上で、これは資源エネルギー庁が判断するのか、東京電力が判断するのかということのやりとりになるでしょうけれども、決して小委員会で御議論いただいているということで、それが決断に結びつくものだと私は思いません。

ミヤジマさんがおっしゃる確かに後送りではないか、先送りではないかというのは、これは東京電力や政府の側にあるだけではなくて、いろいろなメカニズムが働く。例えば利害を受ける方々にとっても、判断が速やかにさっさというのが皆さんのよりよい結

果に結びつくかどうかというのは、必ずしもそういうものではないので、これはさまざま、いろいろな意見があるのだらうと思っていますし、それから、処理済水だけではなくて、除染や福島の実炉や何かの扱いについても、時期がたって、歴史的な時間がたって振り返ったらば、さまざまに決断できないがために事態を大きくしたようなことというのはいくつもあると思っています。

○記者 それで、結局、当局としては、この問題で経産省の側から話を1回聞いてみようという考えが。

先生はそうおっしゃるけれども、結局、汚染水のときは、たった3回の議論で、大西さんのところで適当に350億円の予算をつけたのですよね。だから、そのように、今回について、結局、役人は途中で2~3年でかわるから、自分のときにやりたくないという発想が常にあるわけで、東京電力が出したくないというのは、自分の後輩に押しつけるということだから、私はそれほど、東京電力が廣瀬さんの時代から同じことを言っていたのは、自分のときはやりたくないということではないと思うのですよね。でも、明らかにこの問題について、後送りの既成事実化をやっているのは、私は明らかに経産省なのだ。少なくともそのように見ないと、このまま行ったら後送りのための後送りの議論で終わってしまうと思うのですけれどもね。だって、これまで出さなかったのだから、この後、出さなくていいではないかという議論しか、誰も仕掛けなかったら、起こりませんよ。

○更田委員長 資源エネルギー庁担当課で聞くに、年内に結論を出したいと言っているの、それから、これは要するに政府内の話になってしまうので、政府内の話になってしまうから何も動きませんと言っているわけではないけれども、これは規制当局本業のばりばりのネタというわけでもないの、やはり年内はちょっと推移を見たいとは思っています。

○司会 では、どうぞ。

○記者 1点だけ補足というか、ひとり言といえますか。

炉規法の経理的基礎というのが外形的であるとか、形式的な審査であったというのは、これは当たり前であって、つまり金のない原子力事業者なんてこれまで存在しなかったの、それは当たり前だったと思うのですけれども、今回、特別なやつが出てきてしまった。要するに自分で自分の実炉引当金まで食い始めてしまって、7年間1キロワットアワーも稼がなかった、お金が全くない事業者というのが出てきたと。これは結構特殊な事例だと思うのです。

それから、その人が、では、今度、自分のところはお金がないからこいつを連れてきましたというの、また東京電力というお国からの金がなければ生きていけない特殊な人だと思うのですよね。

この特殊な事例ですから、外形的、形式的といっても、ここについてはやはり一段の

深い配慮を持って審査していただきたいなというのが多くの人の、私だけではなくて、多くの人の望みだと思います。

○更田委員長 特殊なケースだというのは、もう皆さん理解されていると思いますよ。であるからこそああいったやり方をしているのであって、日本原電も東京電力も、おっしゃったように特異なケース。それはみんなが最初からわかっている。

一方、法律なり規則が整備される段階で想定しているかということ、そういったケースを、特殊であるだけに、必ずしもきちんと想定をしているわけではない。

では、おっしゃるように踏み込んでというのを、これは経理的基礎だからそのように言うけれども、あらゆる問題に関して、行政機関が、特別の規定はないけれども、ムードを付度して踏み込んでとやり出したら、それこそ行政機関というのは簡単に暴走できることになりますよ。

○記者 質問ですか。

○更田委員長 はい。

○記者 少なくともこの省庁では記憶障害とか記録障害を起こすシステムがないから、ちゃんと立ち会ってくれるものと期待します。

○更田委員長 与えられている権限の範囲内にとどまるというのは極めて大事なことであって、与えられてもいない権限を行使するというのは、行政機関としては絶対にやってはいけない。それこそ遠い昔に対するいつか来た道ですよ。

○記者 お言葉を返すようですけども、東京電力に関しては、KKの審査に関しては、事故を起こした事業者としての一段の踏み込みというものが審査の過程であったわけですよ。今回もやはり同じことだと思います。

○更田委員長 であるからこそ一段踏み込んでいるけれども、おのずと限界があるでしょうと申し上げているだけです。

○記者 そうおっしゃらずによろしくお願いします。

○更田委員長 これは会見だから質問をしていただかないと。あなたの意見を伺う場ではないのでね。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

— 了 —